

## 第42回学会大会開催にあたって

～日本における“スポーツ・レクリエーション”の表記的意味合いとその語順をめぐって～

日本レジャー・レクリエーション学会（JSLRS）

会 長 鈴 木 秀 雄

関東学院大学教授、Ph. D.

第177回国会（常会）において成立し、昨年（2011年8月24日）施行されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の第24条に、“野外活動およびスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励”が初めて条文として明文化された。まさに画期的な出来事である。

レジャー・レクリエーションを学会の共通言語とする日本レジャー・レクリエーション学会にとっても、今後のスポーツ・レクリエーションを“どう本質的”に、また、“どう概念的”に捉え、さらに“どう普及・啓発”していくかが重要である。スポーツ基本法の第24条の全文は、次のとおり：

条文見出し：「(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とある。

スポーツとして行われるレクリエーション活動の意味とは、“レクリエーションは広い範疇におよびその中でスポーツはレクリエーションの身体的領域である”と捉えている。即ち、レクリエーションは、そもそも身体的領域（Psychomotor Domain）のみならず、情意的領域（Affective Domain）および知的・認知的領域（Cognitive Domain）を含む全人的な活動領域を全て有しているのであり、この第24条の表記の意味合いをそのように理解しておかなければならない。

また、スポーツ・レクリエーションの語順については、この2語が入れ替わりレクリエーション・スポーツとなるとナカグロの存在が不明確になる。何故なら、この語順では前のレクリエーションが形容詞化して捉えられ、スポーツ自体がやわらかいスポーツになることを意味してしまう。換言すれば、“**強靱な体力を必要としないスポーツ**”、“**巧みで高度な技術を要しないスポーツ**”、“**厳しく激しい競技性を有しないスポーツ**”の種目・活動等の意味合いに捉えられかねないという心配からである。スポーツ・レクリエーションの語順であれば2語は共に独立した概念として捉えられ、前者のスポーツは逆に厳しさを有する運動競技（Athletic Competition）的なスポーツでもあり、後者は緩やかな身体運動（Physical Exercise & Activity）的な領域と捉える暗黙の了解が日本の社会で既に成立しているからである。

心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のためのスポーツ・レクリエーションと捉えるなら、ここでは明確に“スポーツ”は、レクリエーションの広い概念の中に身体的レクリエーション（Physical Recreation）としてしっかり“内包”されているという明快な正しい概念理解が重要である。

第42回学会大会（2012年）のシンポジウムでは、如上に関連した内容として「スポーツ基本法とレクリエーション～2013年東京国体準備・2020年東京オリンピック招致の中で～」などが予定されている。先のロンドンオリンピック・パラリンピックではかつてないほどの“スポーツによる感動”を国民の各層にもたらした。この感動がメダル獲得数の多寡に比例していないことも事実である。スポーツの本質的な素晴らしさや意義を学会としても深く議論し、2020年東京オリンピック招致に向けた学会としての協働を、「宣言」などとして具体化していくことを願いたい。多くの学会員の大会参加を期待する。